

協会通知

事業用トラック運転者安全教育研修助成金制度について

一般社団法人 鳥取県トラック協会

会員事業者が、鳥ト協が指定した研修施設で交通安全教育を実施する場合に助成金を交付する制度を実施します。ご活用ください。

また、研修につきましては新型コロナウイルス感染拡大防止に伴いまして、変更、中止になる場合がございます。

1. 助成金

8,000 円（1 人当たり）

2. 研修対象施設と研修受講料及び納入期限

①イナバ自動車学校（鳥取市里仁 97 - 1）	（中 型）	11,000 円	研修当日
②鳥取県中央自動車学校（倉吉市福庭町 1 - 97）	（中 型）	11,000 円	研修当日
③鳥取県自動車学校（倉吉市西倉吉町 137）	（中型 3h）	11,000 円	研修当日
	（中型 6h）	22,500 円	研修当日
	（大型 3h）	19,800 円	研修当日
	（大型 6h）	29,700 円	研修当日
④米子自動車学校（米子市旗ヶ崎 2 - 15 - 1）	（準 中 型）	16,900 円	研修当日
	（中 型）	20,400 円	研修当日
	（大 型）	29,700 円	研修当日

3. 研修受入可能日

別紙（各施設で定めた通り）

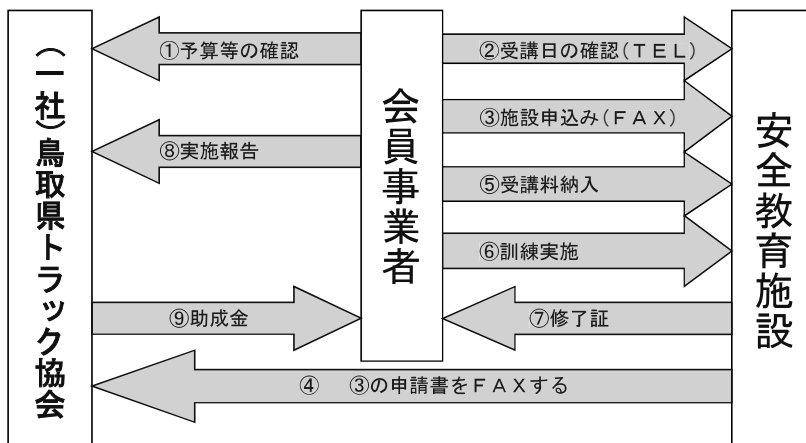
但し、人数制限等により希望日に受講できない場合もあります。

4. 申込期限

①イナバ自動車学校	研修日の 10 日前
②鳥取県中央自動車学校	研修日の 10 日前
③鳥取県自動車学校	研修日の 10 日前
④米子自動車学校	研修日の 20 日前

5. 申込の流れ

●本制度の基本的な仕組み



6. その他 別紙の同要綱・要領をご覧ください。

各施設の研修可能日

- ◎ イナバ自動車学校
10月1日～12月15日まで（但し、土・日曜日を除く）
10日前までに施設と受講日を相談して下さい
受講費納入期限 研修当日
- ◎ 鳥取県中央自動車学校
10月1日～12月15日まで（但し、日曜日を除く）
前日までに施設と受講日を相談して下さい
受講費納入期限 研修当日
- ◎ 鳥取県自動車学校
10月1日～11月30日まで（但し、日曜日を除く）
前日までに施設と受講日を相談して下さい
受講費納入期限 研修当日
- ◎ 米子自動車学校
10月1日～11月30日まで
月、火、木、金曜日に実施、10日前までに施設と受講日を相談して下さい
受講費納入期限 研修当日

各施設とも人数枠・学校の事情により受講できない場合があります

事業用トラック運転者安全教育研修助成金要領

各研修施設の要綱の内容

		イナバ自動車学校	鳥取県中央自動車学校	米子自動車学校	鳥取県自動車学校		
研修受講料 (要綱第5条関係)		11,000円	11,000円	(準中型) 16,900円 (中型) 20,400円 (大型) 29,700円	中型 11,000円 大型 19,800円		
申込期限 (要綱第7条関係)	研修日の	10日前まで	10日前まで	20日前まで	10日前まで		
受講料納入期限 (要綱第8条関係)	研修日の	原則当日まで、但し納入方法において振込方式の事業者については、各事業所の振込支払日	当日	当日	当日		
申込取下げ期限 (要綱第10条関係)	研修日の	前日まで	前日まで	前日まで	当日前まで		
取下げ時期と違約金 (要綱第11条1号関係)	研修日の	当日	当日	当日	当日		
	受講料の	半額 (但し、交代者ありの場合は違約金なし)	違約金なし	半額 (但し、交代者ありの場合は違約金なし)	違約金なし		
受講中止と違約金	受講料の	受講しない場合	違約金なし	受講しない場合	違約金なし	違反金なし	途中中止の場合
		途中中止の場合		途中中止の場合			
		半額 (但し、交代者ありの場合は違約金なし)		半額 (但し、交代者ありの場合は違約金なし)			
		全額		全額			

ドライバー等安全教育訓練助成金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、(社)鳥取県トラック協会(以下「鳥ト協」という。)が行うトラックドライバー又は安全運転管理者等(以下「ドライバー等」という。)に対する安全教育訓練の実施を促進するための助成金(以下「助成金」という。)交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象となる事業者(以下「助成対象事業者」という。)は鳥ト協会員トラック運送事業者であって、第3条に定める安全教育訓練施設(以下「研修施設」という。)に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する会員事業者とする。

(助成対象研修施設)

第3条 助成対象となる研修施設は鳥ト協が指定する総合的な設備を有する次に掲げる安全教育訓練施設

(助成対象研修)

第4条 助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、鳥ト協が指定する。

(助成額)

第5条 研修施設における助成金の額は次に掲げるとおりとする。

(研修受講料)

第6条 研修受講料には、研修受講料及びテキスト代等の研修費用とする。

(助成適否の事前確認)

第7条 助成対象事業者は、助成適用の可否について、事前に鳥ト協の確認を得なければならない。

(施設の前予約と申込み)

第8条 前条の確認を得た助成対象事業者は、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をしたうえで、様式1の「ドライバー等安全教育訓練実施申込書」を、鳥ト協に対して提出しなければならない。

(受講料の納入)

第9条 助成対象事業者は、受講開始日の4日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならない。
2 受講開始日の4日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。

(報告書)

第10条 助成対象事業者は訓練実施後7日以内に、様式2の「ドライバー等安全教育訓練実施報告書」(以下「報告書」という。)を鳥ト協に提出しなければならない。
2 前項の報告書には、当該研修施設が発行した「修了書」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した様式3による「研修参加感想文」及び研修受講料に係る「領収書」の写しを添付しなければならない。

(取下げ)

第11条 助成対象事業者が第11条に基づく申込みを取下げるときは、研修受講開始日の4日前までに鳥ト協に対して、様式5の「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下届」を提出しなければならない。

(取下げ又は受講中止等の場合の費用負担)

第12条 助成対象事業者もしくはドライバー等が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、助成対象事業者は研修受講料の全額を負担しなければならない。
(1) 研修受講開始日の3日前以降、申込みを取下げたとき。
(2) 特別な事由無く、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。
(3) 第11条に基づく所定の書類を添付した報告書の添付をしないとき。
(4) 研修又は手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があったとき。